

兵庫県公報

令和5年12月21日 木曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年12月21日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

兵庫県企業庁管理規程第8号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

企業職員の給与に関する規程(昭和41年12月22日企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、同条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の57.5」を「100分の58.75」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の162.5」を「100分の170」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に改め同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」を「100分の58.75」に改める。

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。